

みんなで すてきな まちづくり

『町内全域空き缶拾い』 地域美化運動'99

昭和63年に三島町商工会青年部が始めた「空き缶拾い」も早春の恒例行事となりました。各学校PTAをはじめとする各種団体からの協力を得まして、今年も三島町内全域を対象に「空き缶拾い」を行います。

昨年は、子どもからお年寄りまでおよそ700人の参加をいただき、トラック3台分、1,500kgに上る空缶を回収することができました。

この「空き缶拾い」は、地域の美化向上や環境保全を目的に、「ポイ捨てしない」という当たり前のことを地域のみなさんと再確認し、次代を担う子どもたちと共に、自然豊かなわたくしたちの町を守り育てていきたいという願いが込められています。つきましては、一人でも多くのみなさんから参加していただけますようご案内申し上げます。

期日 3月28(日) 9時~10時 (雨天でも実施したい!)

対象地区	集合場所	行動範囲(だいたいの目安)
鳥越	日吉小学校前	・高原団地内の町道沿い。日吉小学校周辺の道路沿い ・県道と板関原線沿い(日丸屋さん~日吉小学校)
七日市	七日市公民館前	・農道沿い(公民館~踏切跡)。県道と板関原線及び町道沿い
上岩井	上岩井集落ふれあいセンター前	・広域農道1号線沿い。県道及び町道沿い
吉崎・中条	みしま中央公園管理棟前	・町道中条線(中条地内~佛ナンバ) ・野球場周辺の町道沿い。県道及び町道沿い
脇野町	三島町商工会館前	・国道352号線沿い。県道及び町道沿い
新保・大野	J A三島中部本所前	・国道352号線沿い(大野地内信号交差点~新保地内) ・国道(大野地内)・県道・町道沿い
下河根川・瓜生	中野建築板金さん宅前	・国道403号線沿い(大野地内信号交差点~カントリー) ・町道及び農道沿い
上条・中永・逆谷	上条公民館前	・国道352号線沿い(上条~中永)。県道沿い(逆谷) ・町道沿い(上条・中永)
気比宮・藤川・宮沢	マスマホームさん宅(宮沢地内)	・国道352号線沿い。県道及び町道沿い
蓮花寺	蓮花寺旧会堂跡地前	・県道及び町道沿い。中永峠

◆午前8時50分より受付を行いますので、お早めにお集まりください。(集合場所に責任者1~2名を配置)

◆作業時間は午前9~10時です。(無理せずマイペースで作業を行ってください。)

◆服装は作業しやすいものとし、ゴム手袋、長靴、雨具、空缶をつかむ道具などは各自でご用意ください。

◆拾った空缶は、必ず回収袋に入れるようお願いします。(空缶以外との分別をお願いします)

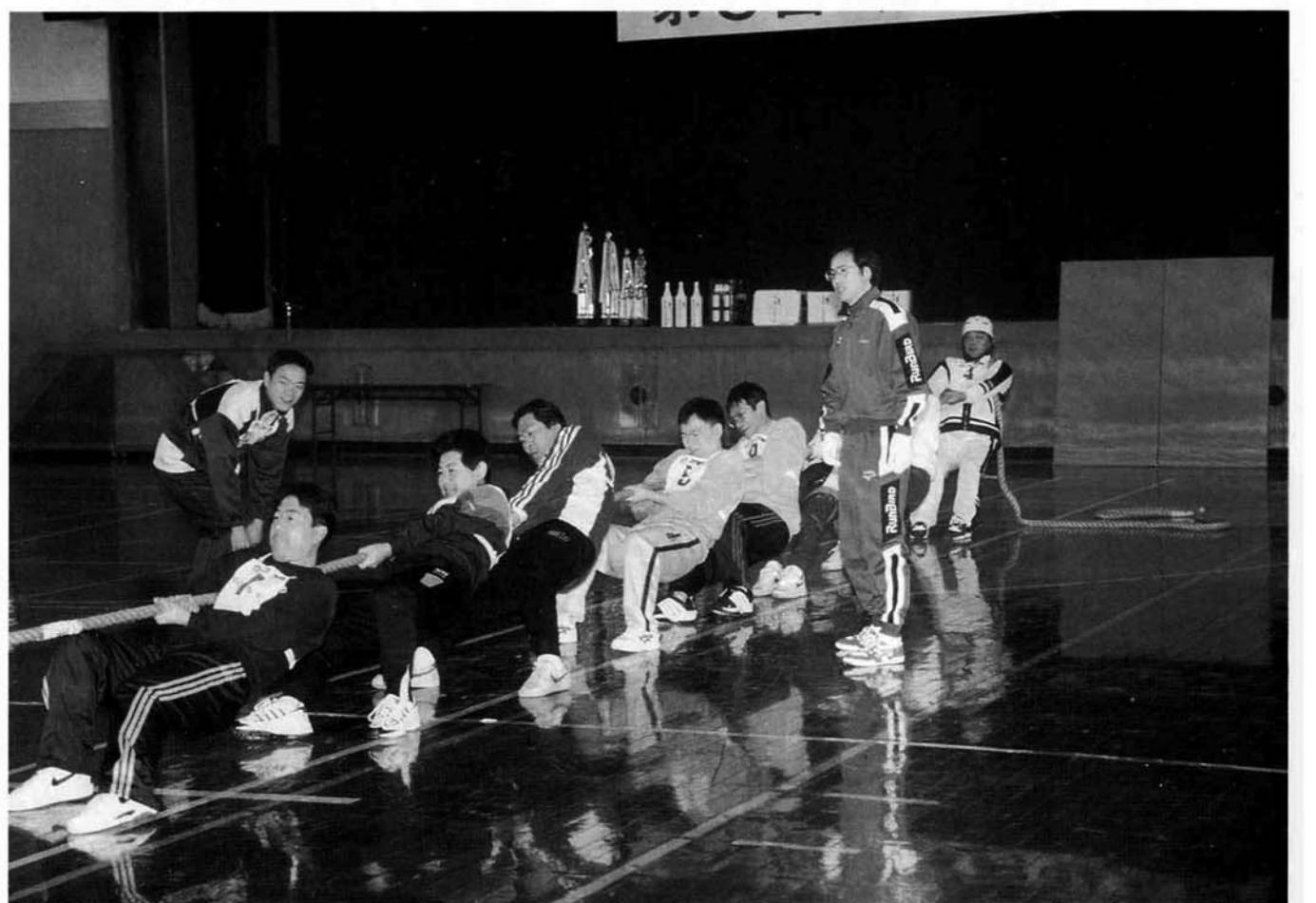
◆作業中は「安全第一」とし、各自責任ある行動をお願いします。

◆作業中の万一に備え、ボランティア保険に加入しております。

◆天候等により実施が危ぶまれる場合がありますので、「実施の有無」は防災行政無線でご連絡します。

◆「空缶拾い」についてくわしいことは、三島町商工会(☎42-2504)へお問い合わせください。

主催/三島町商工会青年部 主管/三島町商工会 後援/三島町
協力/日吉小学校PTA・脇野町小学校PTA・三島中学校PTA
三島町商工会婦人部・三島町ふるさと塾



優勝は 七日市鉄人チーム 第9回 町民綱引大会

春を呼ぶ恒例の町民綱引大会が去る3月7日(日)、9チームがエントリーして開催されました。試合は、Aブロック(4チーム)とBブロック(5チーム)に分かれ、「一本引き」による総当たり戦で行われました。決勝トーナメントでは、「三本引き」に変わり、どのチームも「タイミングを計つて一気に引く」という戦法を心得ており、両者一步も譲らない勝負が、最後まで続きました。決勝トーナメントの結果は次のとおりです。

優勝 七日市鉄人チーム
準優勝 七日市野人チーム
第3位 しんば強力チーム
" タイシーズチーム

昨年9月号から連続掲載いたしました「広報クイズ」には、毎回貴重なご意見、ご提言の他、編集子への励ましのお便りもたくさんいただきました。(延べ120通)▼紙面を工夫して紹介すればよかったですですが。(4月号以降の検討事項として心に留めておきます)▼今回そのいくつかを紹介させていただきます▼「質問のコーナー」があって町民のおたよりが載るといいと思います。当月生まれの方の写真も載るといい記念になります(Mさん/9月号)▼「エフェム長岡を利用して、もっとミシママチをひろめたら人□」もあつまつてくれると思いますよ(Oさん/12月号)▼「俳句だけではなく、詩、エッセイ、和歌等の芸術作品も広報されるとより親しみ易く楽しみだ。公募すればよい。地元の昔話なども思いますが、地元の昔話などを募集してご応募ください。」(Sさん/1月号)▼4月号から「広報クイズ」を再開する予定です。奮ってご応募ください。

編集

後記



3

1999
vol.372



towards a society for all ages
International Year of Older Persons 1999

▲国連が作成した国際高齢者年のロゴマーク。回転する曲線は、高齢者の活力、多様性、助け合い、運動、発展を表す

これからは、高齢社会をいかにいき立てていくか、また、長くなつた一生を、一人一人がいかに健やかで充実したものにするかが、わたしたちの課題となります。

**高齢者の患者さんの
負担額が変わります
— 4月1日から**

●外来の場合

1日につき530円（3月31日までは500円）ただし、同一の医療機関に1か月に5日以上通院した場合は、5日目以降の通院は無料（薬剤に関する一部負担金は別にお支払いください。）

●入院の場合

1日につき1,200円（3月31日までは1,100円）

※町民税非課税世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している方は1日につき500円

※町民税非課税世帯に属する方等については、1か月の負担上限が35,400円

1999年は国際高齢者年です

今年は国際高齢者年。国連が定めた年間テーマは、「すべての世代のための社会をめざして」(Towards a society for all ages)です。高齢者をめぐる諸問題は、高齢者だけでなく、すべての世代が協力し合って解決する課題であることを意味しています。国民の4人に1人が高齢者という本格的な高齢社会を目前にした日本でも、国際高齢者年を契機に、各世代の相互の理解と協力が一層求められています。

日本では、昨年2月に65歳以上の高齢者の数が2千万人を超え、全人口（約1億2、650万人）のおよそ6人に1人が高齢者となっています。高齢者人口は今後もさらに増加すると考えられ、少子化の進行も後押しする結果、16年後の2015年には、国民の4人に1人が高齢者という本格的な高齢社会の到来が見込まれています。

2015年には
4人に1人が高齢者

今までの訪問では、そうじ中、なかなかお年寄りの方と接する
く、自分から話しかけることも
りませんでした。しかし、今回
りと一緒にいも掘りをしたり、
したせいもあって、ふれ合いの
ことができたと思いました。

寮母さんの話では、お年寄り
と「世代間交流」です。「高齢
者の社会参加」とは、高齢者が
就業やボランティア活動、趣味
やスポーツなどを通じた社会活
動に積極的に参加することです。
いま、多くの高齢者が、年齢
い

中心の作業で
る機会は少な
く、ほとんどあ
りません。お年寄
りは、お年寄
り達はいつも
の時間を持つ
て、居室で作業

施設での生活だけ
とんでもないので、
人と話しをするの
るということです
に、老人会のボラ
ていました。この
かかわりを持つて
しいと思いました

で外に出かけることがほ
私達のように外から来た
をとても楽しみにしてい
た。この日は、私達の他
ンティアの人達も訪問し
よう地域の人達と多く
楽しく過ごしていつて欲
にしたいものです。

老人床一人1日体験 全国走り込み協賛

全国の中学生に、老人ホームに対する理解を深めてもらうとともに、ボランティア精神を育成することを目的として、「老人ホーム一日体験」全国キャンペーンが、昨年9月26日全国一斉に実施されました。

三島町でも「みしま園」一日体験として、三島中学校の生徒26名が参加しました。

キャンペーン終了に当たり、体験感想文を募集したところ、全国から13126作品が寄せられ、三島中学校3年生齊藤道代さんの作品が、新潟県老人福祉施設協議会推薦作品（2作品）として選ばれました。（全国で105作品）

このたび「老人ホーム一日体験全国キャンペーン報告書」として冊子にまとめられましたので、ご紹介いたします。



私は、みしま園の訪問を楽しみにしていました。それは、今までに何度も訪問に行っているので、その度に気になるおばあさんがいたからです。今日も、みしま園に着いて自分の作業する所に案内してもらうと、そのおばあさんを見かけました。おばあさんはいつものように椅子に座つていました。「あっ、今日もいつもと同じだ」私は、なんだか少し安心したような気がしました。「おはようございます。」と、お年寄りの方達に挨拶をして、早速作業にとりかかれました。まずは、布団カバー交換をしました。これは、手本を見てからしましたが、見てている時は簡単そうに見えましたが、やつてみるとなかなか上手くはできませんでした。少し時間はかかつてしまつたけれど、お年寄りのことを考えると、気を抜いてはいられません。「誰だって、きれいな布団で寝たいはず。そのきれいな布団にしてあげれば、お年寄りのみなさんはきっと、喜んで下さるだろう。」私は、こう考えま

をする機会があつたけれど、なかなか上手く話しかけることができませんでした。けれども、お年寄りの方は話をしたいらしく話しかけてくださるので、少し気が楽になつて会話することができます。どの人を見ても、とてもうれしそうな表情に見えました。「中には、うまく感情を表現することができない人がいます。」と聞いていたけれど、「その人達はみんな、喜んでくれている。」私は、そう信じていました。それから施設の畑で作っているいもを掘ることになりました。この畑ではいろんなものを作つていって、お年寄りはその収穫をとても楽しみにしているようでした。そして、収穫した野菜は自分達で調理して食べることもあるそうです。大勢の人が畑には来ることが出来なかつたけれど体を動かすことのできる人は、私達と一緒に作業をしました。大きいもが出てくると喜んだり、つるの下にいもがないとがつかりしたりしていました。作物を作つたりすることは、ここでの生活を楽しくするため、生きがい

「みしま園」を訪問して

三島中学校 3年生 斎藤道代さん

改正男女雇用機會均等法

ス	い	4
タ	よ	月
ト	い	1
ト	よ	日

本年4月1日より、改正男女雇用機会均等法（改正均等法）が
いよいよ全面的に施行されます。

改正均等法のもとでは、女性労働者への差別的取り扱いは禁止され、職場での配置、昇進などの差別はもちろん、求人広告などで男女別の募集を告知することも禁止されます。

これからは「男の仕事」「女の仕事」といった仕事の境界はなくなります。女性も男性も、均等な機会が与えられ、個人の意欲や能力を十分生かせる職場環境づくりがもっと進んでいきます。

働く女性だけでなく、一緒に働く男性も、新しい均等法について、ぜひ知っておいてください。

職場の男女平等が進み
女性がもっと働きやすい環境に

★募集・採用・配置・昇進における女性への差別は禁止されます

		改 正 後	改 正 前	施行期日
差別の禁止	募集・採用	禁 止	努力義務	平成11年4月1日
	配置・昇進	禁 止	努力義務	
	教育訓練	禁 止	一部禁止	
	福利厚生	一部禁止	一部禁止	
	定年・退職・解雇	禁 止	禁 止	
女性のみ・女性優遇		原則として禁止	適 法	平成11年4月1日
調 停		一方申請を可とする	双方の同意が条件	
制 裁		企業名の公表	(規定なし)	
ポジティブ・アクション [†]		国による援助	(規定なし)	
セクシャルハラスメント		事業主の配慮義務	(規定なし)	
母性健康管理 [‡]		義 務 化	努力義務	平成10年4月1日

† ポジティブ・アクションとは、女性の能力を活用しようとする企業の積極的な取り組みです。

† 母性健康管理についての改正は、平成10年4月1日から施行されています。

★セクシュアルハラスメントの防止は事業主の配慮義務になります

や能力、仕事への意識は千差万別です。女性はこういうもの、という先入観から女性の職域を固定化してしまっては、女性の能力を十分に生かすことができません。また、「男の仕事」「女の仕事」というように男女の職務が分離してしまい、女性に対する差別的効果をもたらすことにもなります。

そのような観点から、改正均遇法では、「女性のみ」「女性優遇」といった取り扱いも、原則として禁止されることになります。

★セクシュアルハラスメントの防止は事業主の配慮義務になります

今回の改正により、職場でのセクシュアルハラスメント防止が、事業主の配慮義務として法制化されました。

★事業主は、妊娠中および出産後の健康管理に配慮しなければなりません

①セクシユアルハラスメントの防止の方針を明確化し、従業員に対しての周知・啓発を行うこと

②相談・苦情のための窓口を設置し、相談・苦情に対応すること

③セクシユアルハラスメントが発生したときは、迅速かつ適切な対応を図ること

★法の実効性を確保するための措置を強化

きるよう、必要な
じること

①母子保健法による保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保すること

②女性労働者が保健指導や健康診査に基づく指導事項を守る

事業主は労働者の募集・採用、配置・昇進について、女性を排除したり、不利に取り扱ったりしていません。募集・採用、配置・昇進での差別の禁止は、これまで事業主の努力義務とされていましたが、改正により事業主に義務づけられることになりました。禁止される差別的取り扱いの内容を具体的にするために指針が定められています。その代表的な例として、次のようなものが挙げられます。

● 募集・採用

募集・採用の対象から女性を排除したり、女性のみを対象としたりすること、また、男女で異なる取り扱いをすることは禁じられます。

〈禁止される例〉

- 「正社員」などの募集・採用で男性のみをその対象とすること

- ・「男性歓迎」「男性向きの職種」などの表示をすること
- ・「大卒男性80人、大卒女性20人」など男女別の採用予定人数を明示すること
- ・女性のみ「未婚であること」「自宅通勤者に限ること」を採用条件とすること
- ・会社案内などの資料を男性のみに送付したり、女性に送付する時期を遅らせること
- ・女性についてのみ採用試験を実施すること
- ・面接において女性のみに「結婚しても仕事を続けるか」などの質問をすること
- ・「一般職」「パート」などの募集・採用の対象を女性のみとすること
- ・「ウェイタレス」「看護婦」など女性を表す職種の名称で募集すること
- ・「女性歓迎」「女性向きの職種」などの表示を行うこと

●配置

- 配置の対象から女性を排除したり、配置の対象を女性のみとしたりすること、また、男女で異なる取り扱いをすることは禁止されます。

- ・ 営業職への配置の対象を男性労働者のみとすること
- ・ 結婚していることを理由として女性労働者のみ研究職から排除すること
- ・ 配置の前提となる業務検定試験の受験資格を女性労働者に与えないこと
- ・ 秘書、受付などの配置の対象を女性労働者のみとすること
- ・ 女性労働者のみを合理化のための出向の対象とすること

● 昇進

- 昇進の対象から女性を排除したり、男女で異なる取り扱いをしたりすること、あるいは昇進の対象を女性のみとすることは禁止されます。

〈禁止される例〉

- ・ 女性労働者に対して役職への昇進の機会を与えない
- ・ 女性労働者についてのみ、結婚していることを理由として昇格させない
- ・ 女性労働者についてのみ、一定の役職を経たことを昇進の条件とすること
- ・ 昇進試験の受験資格を女性労働者に与えないこと

● 教育訓練

「雇用活性化総合プラン」

「頑張る中小企業を応援します！」

長引く景気の低迷によって、失業者が大幅に増加し、雇用失業情勢は深刻な状況となっています。このような状況を打破するため、政府は100万人規模の雇用創出・安定を目指し「緊急経済対策」を策定し、その一環として、このたび「雇用活性化総合プラン」が実施されることになりました。(1)創業や異業種進出を計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援。(2)中高年齢労働者の失業なき労働移動を考える事業主に対する支援。(3)中高年齢離職者に対する職業能力開発に関する各種支援措置の拡充を図ることとしています。

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

※教育訓練に要した費用の4分の3及びその間の賃金の4分の3を助成。
雇用維持の困難な企業から、失業を経ることなく出向・再就職あつせんにより受け入れた事業主に対して、賃金や教育訓練に要した経費を助成する制度（平成11年1月1日から9月30日までに雇い入れた場合）

2	中高年齢労働者（45歳以上60歳未満）の方を、雇用安定期励金で助成。
①中高年労働移動	雇い入れられた労働者に支払った賃金に対する助成

2	中高年齢労働者（45歳以上60歳未満）の方を、雇用安定期励金で助成。
①中高年労働移動	雇い入れられた労働者に支払った賃金に対する助成

（注）労働者を雇い入れる前に雇用管理改善に関する計画（改善計画）を作成し、県知事の認定を受ける必要があります。

全国へ向けて情報発信 三島町公式ホームページ開設

まだ一部完成されていない分野もありますが、内容の充実を図りより多くの方から見てもらえるようホームページになるよう頑張って作成していく予定です。是非、インターネットを利用されている方は、ご意見・ご協力をお願いします。

三島町は、町内の公共施設や観光スポット、ホットニュースなどを掲載した三島町公式ホームページを開設しました。近年コンピューターの普及が進み、誰でも簡単にコンピューターを使いインターネットによる情報の収集や発信をしています。町でも、昨年10月から職員による作成チームを設置し、初步的な技術習得から始め、手作りによるホームページがやっと完成しました。

県内112市町村で、現在ホームページを開設している市町村は、54市町村ありますが、三島郡内では、三島町が初めての開設となります。

町のホームページを見る人の多くは、観光やイベント情報が目的であると考え、公共施設案内や町の観光スポット・文化財の紹介、そしてイベントやまつりなどの情報を重点的に掲載しています。

まだ一部完成されていない分野もありますが、内容の充実を図りより多くの方から見てもらえるようホームページになるよう頑張って作成していく予定です。

ようこそ 三島町へ

ここは新潟県三島郡三島町のホームページです

或る小さなほこらの冬（三島町中永地内）



メニュー

- 町長あいさつ
- 施設紹介
- イベント
- おすすめスポット
- 史跡探訪
- 酒蔵トラスト
- 西山連峰
- 登山マラソン
- リンク



●ホームページアドレス <http://www.alles.or.jp/~mishima1/>
担当課 企画調整課 Eメールアドレス mishima2@alles.or.jp

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

1	創業・分社化・異業種への進出（新分野進出等）を、計画・準備している中小企業・個人の方に対する支援制度
①中小企業雇用創出	新分野進出事業に従事する労働者を雇い入れた場合の労働者の賃金助成。
②受給資格者創業特別助成金	※雇い入れ労働者の賃金の2分の1（平成11年10月以降は3分）を一年間助成します。（但し6人まで）
③中小企業雇用創出	新分野進出等に係る労働者の雇い入れや、雇い入れ後の受け入れ体制の整備等、雇用管理改善に必要なソフト面の費用助成
④中小企業雇用創出等	新分野進出等のために従業員の教育訓練をした場合の費用助成

春季火災予防運動 4月1日～4月7日

火の用心 6つのポイント

—火ダネはそこにある!

4月1日から7日までの7日間、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。平成10年中における三島町内での火災は住宅で1件、また、与板郷消防署管内でも7件の火災が発生しています。たき火やストーブが、主な出火原因になっているようです。春は空気が乾燥し、強い風の吹く日も多く火災の起こりやすい状態になります。特に、山林での火入れ、たき火、芝焼き等、火の扱いには十分注意して火災のない住み良い町にいたしましょう。



●具体的には：

①施設の利用者を、当該市町村の住民だけに限定することなく、広く圏域住民に利用してもらうこと。
②利用料金は町内外を問わず、圏域住民として同一料金を徴収すること。

本年10月から、長岡地域広域市町村圏（圏域）13市町村の公共施設（指定するもの）が広く圏域住民にも利用できるようになります。（施設の有効利用を図り、住民サービスを豊かにしていくことを目指します。）

※長岡地域 広域市町村圏とは

長岡市・小千谷市・見附市・
栃尾市・中之島町・越路町・
三島町・与板町・出雲崎町・
和島村・山古志村・川口町・
小国町の13市町村で構成されています。

●例外として

①町及び町教育委員会（町公民館を含む）が使用する場合
②町内社会教育関係団体及び町立小・中学校が学習のために使用する場合
これらは、料金を徴収しません。

●社会教育関係団体とは

(1)体育協会又は文化協会加盟団体
(2)ゲートボール連盟加盟団体
(3)老人クラブ
(4)P.T.A
(5)くわしいことは、教育委員会へ
内線 333-3334 (42-2221)

●体育館

区分	使用時間				
	午前8時30分から午後0時30分まで	午後0時30分から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	超過1時間につき
体育館	入場料を徴収しない場合	体育競技を目的とする場合	円 5,300	円 7,400	円 9,500
	入場料を徴収する場合	体育競技以外を目的とする場合	11,000	15,000	19,000
	入場料を徴収する場合	体育競技を目的とする場合	11,000	15,000	19,000
	会議室その他	体育競技以外を目的とする場合	21,000	29,500	38,000
会議室その他	会議等に使用する場合	見本市、催物等に使用する場合	2,100	3,200	4,200
	見本市、催物等に使用する場合	冷暖房料は、1時間当たり110円	6,500	9,500	13,000
					25,500
					3,200

町体育馆
テニスコート・
ゲートボール場
野球場の
利用方法が変わります
(4月1日から)

～長岡地域広域市町村圏

公共施設相互利用(相互 利用システム)に備えて～

☆変更のポイント！

この相互利用が始まりますと、近隣市町村（長岡市や与板町）が設置する指定の施設も利用できることになりますので、趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いします。

利用料金は、今まで町民の方からは徴収していませんでしたが、4月1日から、相互利用対象施設については、町の条例・規則に従って徴収させていただくことになります。（下表）

施設名	区分	使用料
野球場	日の出から日没まで	6,000円
	1時間	1,100円
照明施設	1時間	3,500円

施設名	区分	使用料
テニスコート	1面 1時間	500円
	1面 1時間	1,000円
ゲートボール場	1面 1時間	150円



ダイヤル案内

ガス企業団 42-2671
水道企業団 72-2259
みしま中央会館 42-2222
与板郷消防署(斎場) 72-2572
みしま交流センター 42-2223
三島町体育館 42-2756

CALENDAR

3月 MARCH

20 土

21 祝 春分の日

22 月 振替休日
国連水の日23 火 世界気象デー
心配ごと相談 13:30~15:30 役場
エアロビクス教室 20:00 交流センター

24 水 世界結核デー

25 木 リハビリ 13:00 デイサービスセンター

26 金 南部保育所修了式 9:00
北部保育所修了式 9:0029 月 国民健康保険税(振替日)
ウォーキング教室 13:30 町体育館30 火 心配ごと相談 13:30~15:30 役場
エアロビクス教室 20:00 交流センター

31 水

4月 APRIL

1 木 春季における都市緑化推進運動(～6月30日)
リハビリ 13:00 みしま園

2 金 新潟県議会議員一般選挙告示日

3 土

4 日

5 月 南部保育所入所式 9:00
北部保育所入所式 9:00

6 火 心配ごと相談 13:30~15:30 中央会館

7 水 世界保健デー

8 木 にこにこクラブ 9:30 中央会館
リハビリ 13:00 みしま園

9 金 与板地区ブレイ教室 9:30 与板町保健センター

10 土 女性週間(～16日)

11 日 新潟県議会議員一般選挙投票日

12 月 科学技術週間(～18日)

地域参加型リハビリ(鳥越いきいき教室)
9:00 鳥越南集会場
心配ごと相談 13:30~15:30 役場

14 水 高齢者リハビリ 9:00 保健センター

地域参加型リハビリ(七日市つるかめ会)
9:30 七日市公民館15 木 リハビリ 13:00 みしま園
ふるさと講座・女性セミナー開講式
13:30 交流センター

16 金 与板地区ブレイ教室 9:30 与板町保健センター

生活データファイル

人口と世帯

3月1日現在:()内は2月1日との比較

人口 7,317人 (-7) 男 3,522人 (-5)
女 3,795人 (-2)
世帯数 1,983世帯 (+1)

人口動態

2月中

出生 3人 死亡 11人
転入 14人 転出 13人

家庭ごみの収集量

2月中

燃やすごみ 115,130kg 資源ごみ 9,860kg
燃やさないごみ 11,430kg 大型ごみ 1,600kg
合計 138,020kg

気象

2月中:()内は観測日

平均気温 1.7°C 最高気温 14.0°C (17日)
降水量月計 174.0mm 最低気温 -5°C (4・5・9日)
平均湿度 84% 最大風速 22m/s (12日)

天候

2月中:観測は午前9時

晴れ 8日 曇り 8日
雨 4日 雪 8日

消防出動状況

2月中 11年累計 前年同月累計 前年同月対比

0件 0件 0件 -%

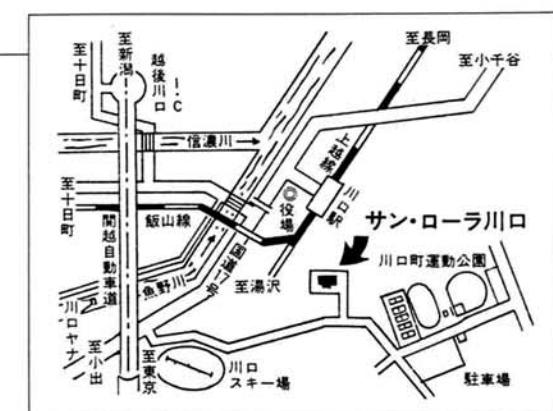
救急出動状況

2月中 11年累計 救助人数 救助人数

負傷 0件 0件 0人 0人
交通事故 0件 1件 0人 0人
急病 8件 14件 0人 0人
その他 2件 6件 0人 0人
合計 10件 21件 0人 0人

交通事故違反発生状況

2月中 11年累計 前年同月累計 前年同月対比

件数 0件 1件 3件 -67%
死者 0人 0人 0人 -%
傷者 0人 1人 4人 -75%
飲酒運転
検挙者数 2人 2人 0人 -%

◀学科講習会場案内図

平成11年度
各種建設機械運転技能講習

●車両系建設機械運転	37-0063
●技能講習(整地・運搬・積込み用および掘削用)	37-0064
●高所作業車運転	37-0065
●実技講習	37-0066
●申込受付期間	4月12日(月)～13日(火)
●申込受付	4月21日(木)～23日(土)
●実技講習	4月19日(月)～20日(火)
●技能講習	4月21日(木)～22日(火)

●小型移動式クレーン運転	37-0067
●技能講習	37-0068
●申込受付	4月1日(木)～2日(金)
●実技講習	7月5日(月)～6日(火)
●申込受付	6月21日(月)～22日(火)
●実技講習	7月7日(木)～9日(土)
●申込受付	6月21日(月)～22日(火)
●実技講習	7月7日(木)～9日(土)

●広域イベント情報	37-6067
●長岡地域広域行政組合	37-6067
●林公園	①4月25日(木)～26日(金) ②見附市大平森
●ト(見附市)	①4月25日(木)～26日(金) ②見附市大平森
●谷市船岡公園	①4月15日(木)～16日(金) ②5月8日(土)～9日(日)
●大平森林公園	③8月3日～5日 ④1月12日(土)～13日(日)
●船岡公園	①4月10日(土)～11日(日) ②悠久山公園
●悠久山公園	③3月29日(土)～30日(日) ④5月1日(日)～2日(月)
●まつり(小千谷市)	⑤1月18日(土)～19日(日)
●谷市船岡公園	①4月10日(土)～11日(日) ②悠久山公園
●大平森林公園	③3月29日(土)～30日(日) ④5月1日(日)～2日(月)
●船岡公園	①4月10日(土)～11日(日) ②悠久山公園
●悠久山公園	③3月29日(土)～30日(日) ④5月1日(日)～2日(月)
●まつり(小千谷市)	⑤1月18日(土)～19日(日)

●和島オートキャンプ場オープン	37-5902
●もみじ園開園(越路町)	37-5830
●森(和島村)	37-5830
●キャンプ場	37-4311
●和島村オート	37-4311

●「ヤン・ソバック博士の恐竜おもしろ百科」	37-3331
●「赤外線のひみつ」	37-2833
●「恐竜の体と暮らし」	37-2833
●「恐竜マイアサウラ劇場」	37-2833
●「恐竜おもしろ百科」	37-3331
●「親子恐竜マイアサウラ劇場」	37-3331
●「恐竜のひみつ」	37-3331
●「赤外線のひみつ」	37-3331
●「恐竜の体と暮らし」	37-3331
●「恐竜マイアサウラ劇場」	37-3331
●「恐竜おもしろ百科」	37-3331
●「親子恐竜マイアサウラ劇場」	37-3331
●「恐竜のひみつ」	37-3331
●「赤外線のひみつ」	37-3331
●「恐竜の体と暮らし」	37-3331
●「恐竜マイアサウラ劇場」	37-3331



●新潟県立自然科学館4月催物	37-3331
●「ヤン・ソバック博士の恐竜おもしろ百科」	37-3331
●「赤外線のひみつ」	37-3331
●「恐竜の体と暮らし」	37-3331
●「恐竜マイアサウラ劇場」	37-3331
●「恐竜のひみつ」	37-3331
●「赤外線のひみつ」	37-3331
●「恐竜の体と暮らし」	37-3331
●「恐竜マイアサウラ劇場」	37-3331
●「恐竜のひみつ」	37-3331
●「赤外線のひみつ」	37-3331
●「恐竜の体と暮らし」	37-3331
●「恐竜マイアサウラ劇場」	37-3331